

自衛隊福岡病院仕様書		
物品番号	仕様書番号	
医療ガス設備保守点検	福病C-衛-T-27	
	作成	6.1.31
	変更	
	作成部課等名	福岡病衛材

1 総則

この仕様書の適用範囲は、自衛隊福岡病院において使用する下記の保守点検について規定する。

2 保守に関する要求

2.1 対象器材

「医療ガス設備」の保守点検対象器材構成品目及び定期点検の回数・周期は別紙第1「保守点検対象器材構成品目表」のとおりとする。

2.2 対象期間

保守点検対象期間は、令和6年4月1日より令和7年3月31日までとする。

2.3 保守整備箇所

- (1) 医療ガス設備の定期点検は、年4回（5月・8月・11月・2月）実施するものとし、点検項目は業者指定の点検表により点検を行う。点検結果は作業報告書1部を提出すること。
- (2) 保守点検及び緊急修理に関わる役務を含む。

2.4 緊急保守

故障障害発生等の通報を受けた場合、遅延無く業務に支障が無いよう正常な状態に復旧の処置を行うものとする。

2.5 負担区分

- (1) 定期保守点検に伴う消耗部品（パッキン等）は請負業者負担とする。
- (2) 緊急保守等のトラブル発生時に関わる役務費用はすべて請負業者負担とする。

3 品質保証（監督・検査）

3.1 監督官立会により定期保守点検及び緊急保守の作業状況を確認する。

3.2 定期保守点検及び緊急保守終了後、検査官が使用責任者立会のもと試験を実施し機能を確認後「検査調書」をもって検査合格とする。

4 その他

この仕様書において疑義が生じた場合は速やかに当院担当者と協議するものとする。